

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

- 北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 … …… (道民生活課) 25
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
・ …… (障がい者保健福祉課) 25
- 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
・ …… (障がい者保健福祉課) 26
- 北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則の一部を改正する規則 (農産振興課) 26

### 告 示

- 水資源保全地域の指定 …… (土地水対策課) 26
- 道営土地改良事業の工事の完了 …… (農業施設管理課) 27
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 …… (治山課) 27
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定 …… (治山課) 28
- 森林法による通知に代える公示 …… (治山課) 28
- 道路の区域の決定及び供用の開始 …… (維持管理防災課) 28
- 土砂災害警戒区域の指定 …… (維持管理防災課) 28
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …… (維持管理防災課) 29
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 …… (建築整備課) 29

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) …… 29
- 特定調達契約に係る入札の公告 …… 30

### 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 …… 31

### 道警察本部告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示 …… 32
- 特定調達契約に係る入札の公告 …… 33
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 …… 33

## 規 則

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第51号

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道青少年健全育成条例施行規則(昭和30年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第5号様式から別記第8号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第52号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和44年北海道規則第92号)の一部を次のように改正する。

別記第16号様式中

「なお、次のいずれにも該当しないことを申し添えます。  
① 本人と訴訟をした者及びその配偶者・直系血族  
② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人・保佐人・補助人  
③ 成年被後見人・被保佐人  
④ 未成年者

を

「なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項第2号から第5号までのいずれにも該当しないことを申し添えます。

に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律施行細則別記第16号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第16号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第53号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号ア中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ウ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により条例第31条第3項の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

#### 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第54号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則の一部を改正する規則

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（欠格事由）」に改め、同条第4号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 精神の機能の障害により業として種馬鈴しよの集荷販売を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

別記第5号様式6の事項を次のように改める。

6 欠格事由の該当の有無

(1) 北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（以下「条例」という。）第10条第1号に該当する違反行為を行い、同条の規定により登録販売業者の登録を取り消され、その処分の日から1年を経過しない者	有・無
(2) 条例第10条第2号に該当する違反行為を行い、当該行為後1年を経過しない者	有・無
(3) 条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無
(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
(5) 精神の機能の障害により業として種馬鈴しよの集荷販売を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有・無
(6) 登録販売業者の登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の業務を代表する役員が(1)から(5)までのいずれかに該当する者	有・無

別記第5号様式末尾欄外注4の事項を次のように改める。

4 「欠格事由の該当の有無」欄は、それぞれ該当する場合は「有」に、該当しない場合は「無」に○を付けること。

#### 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

告

示

#### 北海道告示第814号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、令和元年12月25日から施行する。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定番号 第178号  
(2) 名称 今金町美利河地区水資源保全地域  
(3) 指定の区域 瀬棚郡今金町字宮島166番地、169番地の1号から4号まで、170番地の1号、170番地の6号から9号まで、171番地の1号から4号まで、字美利河18番地の1号、19番地の1号、98番地の1号、98番地の3号、99番地の1号、101番地の1号から22号まで、102番地、103番地の1号か

ら4号まで、104番地の1号から4号まで、105番地の1号、105番地の4号、106番地、107番地、108番地、109番地、114番地の1号から4号まで（今金町美利河地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり
- 2(1) 指定番号 第179号
- (2) 名称 斜里町来運地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 斜里郡斜里町来運39番地1、39番地6、39番地8、39番地16から18まで、39番地27から30まで、39番地33、40番地2及び3、40番地24、40番地110、45番地1から3まで、45番地5、45番地8及び9、45番地14から20まで、46番地1及び2、46番地4及び5、53番地2、55番地1及び2、56番地、57番地1から3まで、58番地1から4まで、59番地1、59番地4から6まで、60番地1から4まで、60番地8、60番地14から25まで、61番地1から10まで、62番地1から4まで、62番地6及び7、63番地1から7まで、63番地10から23まで、64番地1から7まで、64番地10から21まで、65番地1から5まで、65番地7から26まで、66番地1から6まで、66番地8、67番地1から7まで、67番地9、68番地1から6まで、69番地1及び2、70番地1、70番地3から7まで、71番地2、71番地4から8まで、72番地1から4まで、73番地1から9まで、74番地1、74番地3から5まで、75番地1、75番地6、75番地8、77番地、78番地、79番地1及び2、79番地5から8まで、79番地10から12まで、128番地1、129番地1から3まで、130番地1、130番地3から7まで、131番地1から4まで、132番地1、132番地3から8まで、132番地14から22まで、133番地1及び2、134番地、135番地1及び2、136番地1から5まで、136番地8及び9、137番地1及び2、137番地4、138番地1及び2、139番地1から3まで、140番地1及び2、141番地1及び2、141番地5から11まで、142番地1から9まで、143番地1から6まで、144番地1から3まで、145番地、146番地1から13まで、147番地1から3まで、148番地1から3まで、148番地5から7まで、149番地1から5まで、150番地1、150番地4から10まで、151番地1、151番地3から9まで、151番地11から23まで、151番地25及び26、156番地1、157番地1、157番地3、158番地1、158番地3、159番地1、159番地3、160番地1、160番地3、161番地1から3まで、161番地7から9まで、162番地1、163番地1、163番地3、163番地5及び6、164番地1及び2、164番地5から10まで、165番地1及び2、165番地4から7まで、166番地1から4まで、166番地7から12まで、167番地1及び2、167番地5

から8まで、168番地1、168番地3から5まで、168番地10から20まで、169番地1及び2、169番地5から7まで、169番地10、170番地1から12まで、171番地1及び2、172番地1、172番地3から6まで、172番地8、173番地1、174番地1及び2、174番地6から12まで、175番地1、175番地4から6まで、176番地1、176番地4から7まで、177番地1、177番地4及び5、177番地7、180番地2、180番地13、184番地1から3まで、185番地1及び2、211番地、212番地、道-172、178、180から182まで、184、186から189まで、町道-335、337、346、349、国有地-248及び249、河川-90、92、94から96まで、113、字三井266番地2から5まで、266番地14及び15、266番地17及び18、266番地22から25まで、266番地27から29まで、270番地3、270番地5、270番地7、河川-111（斜里町来運地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり
- （各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課、北海道檜山振興局地域創生部地域政策課及びオホーツク総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第815号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

		北海道知事 鈴木直道	
地区名	事業の種類	完了年月日	
千代ヶ岡	農業用排水施設	平成29.12.8	
同	区画整理	同 30.12.10	
同	暗渠排水	同	
山部中央第2	農用地保全	同 30.11.20	
わっさむ	同	同 30.9.28	
名寄東	区画整理	同 30.11.30	
和寒東部第1	同	同 29.8.18	
同	暗渠排水	同 30.6.29	

#### 北海道告示第816号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘399の1・414の1・415の2・416・418・472の1・472の3・482・483の1・484の1・485の2（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、375の18、415の1、417、419、484の2、485の1、485の3、486、609の8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高丘375の18・399の1・415の1・416・482・484の2・486・609の8（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、414の1、415の2、417から419まで、472の1、472の3、483の1、484の1、485の1、485の2
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第817号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第818号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を留萌市役所の掲示場に掲示した。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年農林水産省告示第1355号
- 2 所在が不明な者 小笹 キミ子

### 北海道告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 石崎松前線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
松前郡松前町字上川道有林渡島西部管理区70林班17小班地先から	4.70mから	16302.60m	—	—
同郡松前町字上川757番地先まで	55.14mまで			
松前郡松前町字上川748番1地先から	5.51mから	617.62m	—	—
同郡松前町字上川716番1地先まで	31.40mまで			
松前郡松前町字上川697番地先から	5.05mから	881.39m	—	—
同郡松前町字上川661番地先まで	20.09mまで			

### 北海道告示第820号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
稲穂 (3)-2-367-367-0001
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字稲穂 (次の図のとおり)
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
  - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
奥尻米岡(1) (II-2-508-1546-1)
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字米岡 (次の図のとおり)
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
奥尻青苗2-(4) (I-2-504-1542-1)
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字青苗 (次の図のとおり)
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第821号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
奥尻青苗2-(3) (I-2-503-1541-1)
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字青苗 (次の図のとおり)
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第822号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称、事業内容及び事業規模
  - (1) 事業名 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）改修事業
  - (2) 事業内容
    - ア 設計業務及び工事監理業務
    - イ 施工業務及び施設管理運営業務
  - (3) 事業規模 れんが造 地上2階 地下1階 延床面積5,004.32㎡
- 2 落札を決定した日  
令和元年10月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 赤れんが庁舎改修事業受注コンソーシアム 代表者 株式会社竹中工務店
  - (2) 住所 大阪市中央区本町四丁目1番13号
- 4 落札金額  
3,800,000,000円
- 5 契約の相手先を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成31年4月23日付け北海道告示第293号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道建設部建築局建築整備課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道空知総合振興局告示第20号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月13日

北海道空知総合振興局長 青木 誠 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 落札に係る物品等の名称 公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式（1月当たり  
の単価）  
(2) 調達予定数量 3台分

2 落札を決定した日

令和元年11月29日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道自動車リース株式会社  
(2) 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号

4 落札金額

129,780円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年10月18日付け北海道空知総合振興局告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

**北海道オホーツク総合振興局告示第83号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月13日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車（15m/800t、草刈装置） 1台  
(2) 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台

2 落札を決定した日

令和元年11月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)  
ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社  
イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地  
(2) 1の(2)  
ア 氏 名 UDトラックス道東株式会社

イ 住 所 帯広市西21条北1丁目3番12号

4 落札金額

- (1) 30,470,000円  
(2) 39,930,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年10月15日付け北海道オホーツク総合振興局告示第64号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

**北海道オホーツク総合振興局告示第84号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月13日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）  
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納 入 期 日 令和2年3月31日（火）  
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。  
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備

されていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年12月13日（金）から同月27日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目  
北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号  
会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7  
条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和2年1月10日（金）午前10時（送付による場合は、同月  
9日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の  
公告の予定時期

ア 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 7台

イ 予定時期 令和2年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに  
公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達のうち最初の契約に係る入札の公告

平成31年4月26日付け北海道オホーツク総合振興局告示第72号

### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る  
返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合  
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、  
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ  
（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を  
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、  
次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0608

### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 10, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than January 9, 2020)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General  
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri,  
Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

## 道教育庁教育局告示

### 北海道教育庁日高教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月13日

北海道教育庁日高教育局長 波岸克泰

- 1 落札に係る物品等の名称  
北海道浦河高等学校教育用パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式
- 2 落札を決定した日  
令和元年11月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 富士通リース株式会社
  - (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額  
244,650円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和元年10月29日付け北海道教育庁日高教育局告示第28号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第535号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月13日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 資格及び調達をする物品等の種類  
令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
  - (1) 契 約 令和元年12月13日に一般競争入札の公告を行う警察本部庁舎で使用する電力の需給契約
  - (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
  - (3) 物 品 等 の 種 類 電力

- 2 資 格 要 件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
  - (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
  - (2) 契約の開始日から送電することが可能であること。
  - (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
  - (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
  - (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和元年12月13日（金）から令和2年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
  - (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
  - (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
  - (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
  - (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
  - (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2304

## 北海道警察本部告示第536号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月13日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 警察本部庁舎で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,500 kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 6,984,502 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び電力需給仕様書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部庁舎（地下3階電気室）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道警察本部告示第535号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 令和2年2月6日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月5日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 6 入札説明書及び仕様書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契

約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2304

### 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity for Hokkaido Prefectural Police Headquarters

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,500 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 6,984,502 kWh

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 6, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 5, 2020)

C Contact : Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2304

北海道警察本部告示第537号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年12月13日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) インクカートリッジ (ブラック)    | 501個   |
| (2) インクカートリッジ (シアン)     | 459個   |
| (3) インクカートリッジ (マゼンタ)    | 474個   |
| (4) インクカートリッジ (イエロー)    | 531個   |
| (5) インクカートリッジ (ライトシアン)  | 463個   |
| (6) インクカートリッジ (ライトマゼンタ) | 521個   |
| (7) 連続写真用紙 (2ロール入)      | 1,203箱 |

2 落札を決定した日

令和元年12月3日

3 落札者の氏名及び住所

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| (1) 氏 名 | 株式会社HBA           |
| (2) 住 所 | 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 |

4 落札金額

11,481,739円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年10月29日付け北海道警察本部告示第481号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- |         |               |
|---------|---------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察本部総務部会計課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北2条西7丁目 |
-